

平成23年(モ)第146号 文書提出命令申立事件

(基本事件・平成23年(ワ)第649号 不当利得返還請求事件)

決 定

住 所 岐阜県 [REDACTED]

申立人(原告)

住 所 愛知県一宮市 [REDACTED]

申立人(原告)

住 所 愛知県一宮市 [REDACTED]

申立人(原告)

申立人ら訴訟代理人弁護士

瀧 康暢

同 鈴 木 含 美

同 小 出 智 加

同 丹 羽 加 奈 絵

同 武 川 真 弓

本店所在地 東京都墨田区江東橋二丁目19番7号

相手方(被告) エヌシーキャピタル株式会社

同代表者代表取締役 藤 澤 繁 幸

主 文

相手方は、当裁判所に対し、本件決定送達の日から14日以内に、

別紙文書目録記載の文書を提出せよ。

理 由

第1 当事者の主張

1 申立ての趣旨

主文同旨

2 申立人らの主張

申立人ら(原告ら)は、貸金業者であるアエル株式会社(以下「アエル」と

いう。なお、アエルは平成20年3月23日民事再生手続の申立てをし、同月27日民事再生手続開始決定を受け、平成21年3月18日再生計画案が認可された。)と継続的に金銭消費貸借取引(以下、「本件各取引」という)をし、その貸金債権(利息制限法所定の制限利息を超えた約定利率に基づいたもの)が平成17年6月28日アエルからJPモルガン信託銀行株式会社(以下、「JPモルガン」という)に、平成20年6月25日JPモルガンから相手方にそれぞれ債権譲渡されたところ、各債権譲渡とともに貸主としての契約上の地位が引き継がれており、相手方は本件各取引によって生じた過払金全額の返還をすべき義務を負うものであると主張し、契約上の地位が相手方に移転したことを証すべき事実(民事訴訟法221条1項4号)として、同法220条3号後段の規定する法律関係文書、又は同条4号及び同法221条2項の規定する必要文書に該当するとして、別紙文書目録記載の文書(以下、「本件文書」という)の提出を求めた。

3 相手方の主張

(1) 自己利用文書(民事訴訟法220条4号ニ)

本件文書は、民事訴訟法220条4号ニの規定する「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」(以下、「自己利用文書」という)に該当する。

(2) 必要性(民事訴訟法221条2項)

ア アエルからJPモルガンに対する債権譲渡は、アエルが自己の有する貸金債権を信託銀行に信託譲渡し、それによる受益権の一部を投資家に売却して資金を調達するという貸金債権の証券化を目的としてされたものであり、当事者間においてアエルの過払金債務を移転させる意思のないことは明らかであり、その契約文書を提出させる必要はない。

イ 本件請求はアエルからJPモルガンに対して過払金債務の承継がされた事実を立証しなければそもそも成り立たないのであるから、その立証をさせることなく、JPモルガン及び相手方との契約文書の提出を命じるのは

文書提出命令制度の趣旨にそぐわない。

第2 当裁判所の判断

1 法律関係文書（民事訴訟法220条3号後段）について

(1) 平成20年6月25日に実施されたJPモルガンから相手方への申立人ら顧客に対する貸金債権の譲渡に関する債権譲渡契約書及びこれに関連する文書は申立人らと所持人である相手方との貸金債権（利息制限法所定の制限利息を超えた約定利率に基づいたもの）関係について作成されたものであるから、民事訴訟法220条3号後段の規定する法律関係文書に該当することは明らかである。

(2)ア 申立人らは、アエル及びJPモルガンが平成17年6月28日締結した申立人らの債権譲渡に関する信託譲渡契約及びこれに関連する文書の提出も求めている。

イ JPモルガンから相手方への申立人ら顧客に対する貸金債権の債権譲渡契約はアエルからJPモルガンに対する債権譲渡を前提として契約締結がされているから、相手方が上記文書の原本ないし写しを所持していると認められる。

ウ アエルは平成17年6月28日JPモルガンに対し、申立人ら顧客に対する債権を信託譲渡しているが、その後も申立人ら顧客に対する継続的な消費貸借契約は継続しており、同時点におけるアエルの顧客に対する貸金債権だけではなく、継続的な消費貸借契約に基づく将来の貸金債権をもJPモルガンが取得することとなったと考えざるを得ない。そうすると、信託譲渡がされた後はJPモルガンが貸主となり、貸主たる地位がJPモルガンに移行したと評価すべきであるのか、貸主たる地位はアエルに残存されていてアエルが貸付けを行っており、将来の貸金債権のみがJPモルガンに譲渡されていると評価すべきであるのか（本件では、信託譲渡設定段階で後の貸付金を超える過払となっているから貸金債権は存在せず、JP

モルガンに対する返済はすべて不当利得になる。), アエル及びJPモルガンとの契約内容が明らかにならないと解明することが不可能である。

そうすると、上記文書は挙証者である申立人らと所持者である相手方との間の法律関係の前提となっていて申立人らと相手方との法律関係の内容を規定する文書であるから、民事訴訟法220条3号後段の規定する法律関係文書に該当するものと解される。

2 自己利用文書（民事訴訟法220条4号ニ）について

相手方は、本件文書が自己利用文書に該当すると主張する。しかし、本件文書は申立人らに対する貸金債権の権利者について定められたものであるから、自己利用文書（民事訴訟法220条4号ニ）に該当しない。なお、同号イないしハ及びホの定める文書に該当しないことも明らかである。

3 必要文書（民事訴訟法220条4号、221条2項）について

(1) 相手方はアエル及びJPモルガンの債権の信託譲渡は貸金債権の証券化を目的としてされたものであり、当事者間においてアエルの過払金債務を移転させる意思のないことは明らかであると主張する。しかし、前記のとおり、信託譲渡がされた後も継続的な消費貸借契約は続いている（ただし、申立人[]及び申立人[]はJPモルガンから相手方に対し信託譲渡がされた後は取引をしていない。），その間の申立人ら、アエル及びJPモルガンの三者の法律関係がどのようにになっていたかについてアエル及びJPモルガンとの信託契約の内容が明らかにならないと事実認定が不可能である。したがって、アエル及びJPモルガンが平成17年6月28日締結した申立人の債権譲渡に関する信託譲渡契約及びこれに関連する文書を提出させる必要は存在する。

また、JPモルガンから相手方への債権譲渡は利息制限法の制限を超過する約定利息の支払を遅滞したときは当然に期限の利益を喪失するという特約のもとで制限超過部分を支払った場合は、平成18年法律第115号による

改正前の貸金業法（同改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律）

43条1項にいう「任意に支払った」ものということはできないとした最高裁判所平成18年1月13日判決がされ、過払金の返還が問題化した後である平成20年6月25日に行われており、過払金債務を引き継ぐか否かの点を考慮して売却代金が決定されたと考えられる。したがって、過払金債務が引き継がれるか否かを判断するため平成20年6月25日に実施されたJPモルガンから相手方への申立人ら顧客に対する貸金債権の債権譲渡に関する債権譲渡契約書及びこれに関連する文書を取り調べる必要がある。

(2) 相手方は、本件請求はアエルからJPモルガンに対して過払金債務の承継がされた事実を立証しなければそもそも成り立たないのであるから、その立証をさせることなく、JPモルガンと相手方との契約文書の提出を命じるのは文書提出命令制度の趣旨にそぐわないと主張する。

しかし、前記のとおり、申立人らは信託譲渡された平成17年6月28日以降はJPモルガンに対し返済を行っており、申立人らがJPモルガンに対して不当利得返還請求権を有していることは明らかであるから上記主張自体失当といわなければならない。

(3) 以上によれば、本件文書はアエルからJPモルガン及びJPモルガンから相手方に貸主たる地位が譲渡され、過払金返還債務が承継されたとの申立人の主張を認定するのに不可欠な文書であると認められるから、文書提出命令の申立ての必要性があると解される。

第3 結論

以上の次第で、本件文書は、法律関係文書（民事訴訟法220条3号後段）である上、同条4号の各号に該当しない文書で、文書提出命令の申立てが必要（同法221条2項）と認められるから、主文のとおり決定することとする。

平成23年12月27日

名古屋地方裁判所一宮支部

裁 判 官 近 田 正 晴



これは謄本である。

平成23年12月27日
名古屋地方裁判所一宮支部
裁判所書記官 田 中 聰



(別紙)

文 書 目 錄

J P モルガン信託銀行株式会社及び相手方との間で平成20年6月25日実施された、J P モルガン信託銀行株式会社が申立人ら顧客に対して有する貸金債権の債権譲渡に関する債権譲渡契約書ないし名称の如何を問わず、同債権譲渡に関する文書（平成17年6月28日J P モルガン信託銀行株式会社及びアエル株式会社との間で締結された信託譲渡契約書ないし名称の如何を問わず同譲渡契約に関する文書も含む。）

以 上